

明治43年の青森県・岩手県の製塩状況

県名	郡名	村名	製塩場数	県名	郡名	村名	製塩場数
青森県	三戸郡	鮫村	2	岩手県	気仙郡	大船渡村	3
		階上村	5			赤崎村	3
	東津軽郡	野内村	1		綾里村	1	
	計	3村	8		越喜来村	3	
岩手県	上閉伊郡	釜石村	2		九戸郡	野田村	5
		鶯住居村	4			侍浜村	7
		大槌村	1			中野村	9
	下閉伊郡	重茂村	7			種市村	20
		田老村	2			計18村	81
		小本村	1				
		普代村	5				
		田野畑村	6				

(注32, 特論民俗 392頁より)

余録

三陸沿岸の釜新調費 (明治36~37年)

品目	単価	総個数	総価格	備考
和鉄板	45.03銭	360枚	154.80円	大野村大高地方より購入
鋳	0.55	9,720本	53.46	
釣金	35.00	21本	7.35	
鍛冶	50.00	100人	50.00	鍛冶50人、弟子50人、賄付日当35銭、賄料15銭
人夫	35.00	250人	87.50	手伝1日5人50日
計			353.11円	

専売局『大日本塩業全書』第1編 (注31) より

8 まとめにかえて

青森市大浦遺跡の土釜、平内町大沢遺跡の窯跡は、これまで見てきた史料から考えると、直煮製塩用の貝殻を使用した土釜ではないかと推定される。貝殻を使用した土釜の発生は、平安時代の土器製塩が衰退した後、おそらく中世(14世紀)頃には貝殻を使用した土釜による製塩が成立していたのではないかと今のところは推定しておきたい。

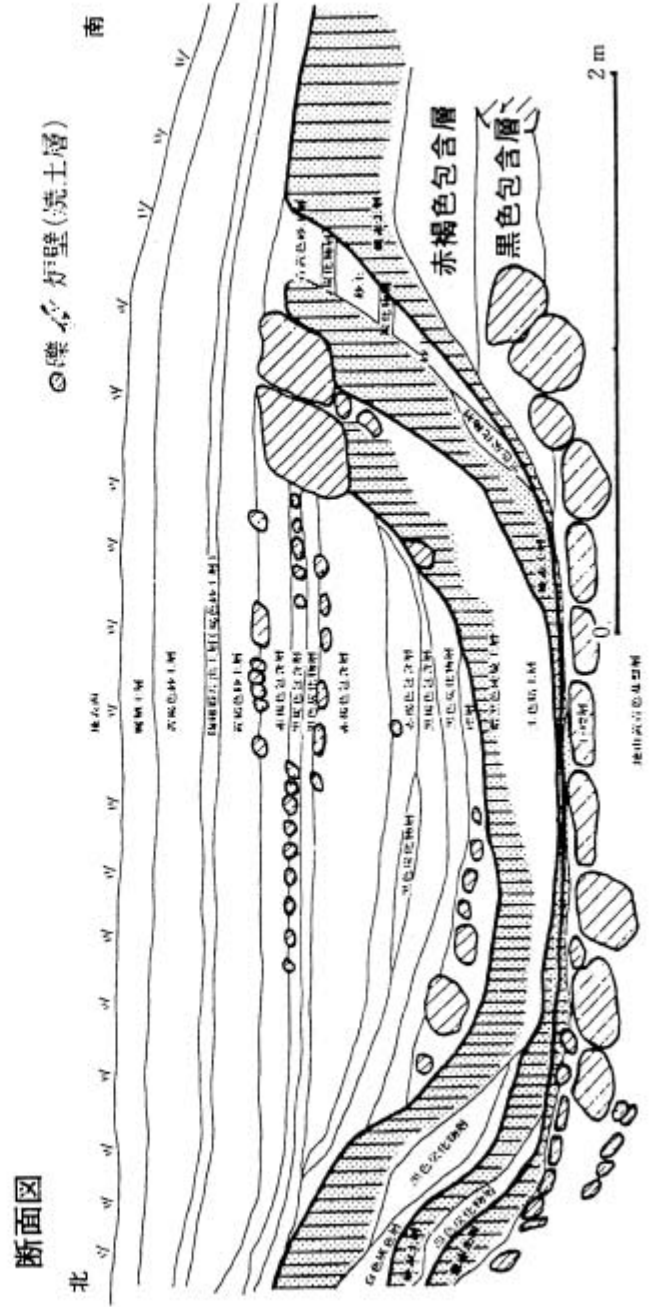
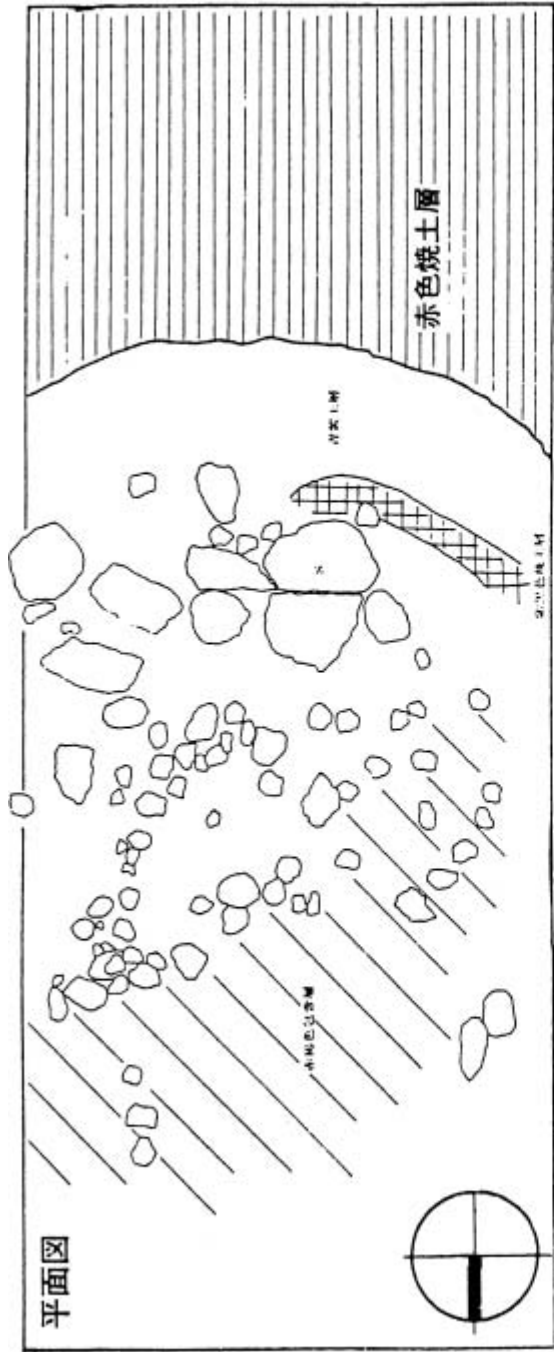


図33 送り崎遺跡の炉状遺構
 (1964年発掘、金沢1966原図・一部修正加筆)

その後、焼貝殻粉粘土製の塩釜は、津軽藩、南部盛岡藩、南部八戸藩を問わず1702～1756年ころに鉄釜（和鉄板継釜を含む）が導入されるまでは間違いなく継続・使用されていた。この地方の自然条件を活用して、米と同等の価値のある塩を土釜で生産していた。そして鉄釜（和鉄板継釜を含む）の導入（1702～1756年頃）、即、焼貝殻粉粘土製塩釜の廃棄とはならなかった。土釜と鉄釜が併用された時期が存在して（奥民図彙）いる。何故かという、塩釜を構築するには資金が必要であるから容易に転換し得なかったであろう。安政2（1855）年の史料であるが「金貳十五両 但シ御役所渡シ塩釜入用」とある。

これらのことを勘案すると、今のところ、青森市大浦遺跡の土釜、平内町大沢遺跡の窯跡の年代は、少なくとも中世（14世紀か）から近世（18世紀か）ころまでの时期的幅を考えざるをえないが、大浦遺跡の土釜は、恣意的であるが中世・室町時代のものではないかと考えている。

海水直煮製塩は、青森、岩手両県だけではないが、明治43年まで確実に続けられてきた。ところが、「塩専売法」（明治38年6月1日施行）によってすべての製塩が廃止されることになった。その陰には、明治37年から始まった日露戦争の臨時軍事費調達があったのである（日本専売公社管理調整本部広報課編昭和45年4月1日『塩の話あれこれ』、888～93頁）。これも永い製塩史の中の一齣であろうか。また、余録になってしまった。

明治43（1910）年の記録にある青森県東津軽郡野内村の場所はまだ発見できていない。本小冊子の出発点となった青森市野内、大浦遺跡か、どうか今後の追跡が楽しみである。また、第2弾として青森以外の過去の調査遺構、資料を再点検して青森市野内の大浦遺跡とか平内町大沢遺跡の〔製塩釜（窯）・製塩跡〕につながるものとか、ルーツなどを発掘したいと考えている。

次の資料はその一つ目の手がかりである。無断で紹介するが、中世14世紀頃の製塩遺構（炉状遺構）であると考えられている（注33 図33）。今のところ、新潟県の佐渡方面から日本海ルート（北前船）で釜師が青森県の西浜、外ヶ浜、下北半島など本州北部に移住して来たのではないかと考えているが、15世紀末になると一向宗・法華宗寺院の開基と門徒衆の移住が活発になることから「塩釜」発生ルーツもここからかな、と、仮説をもって対応してみたい。

本小冊子は、近藤義郎編・拙稿1994「第1部 関東～東北 4 青森県」『日本土器製塩研究』（103～121頁）などの続報である。最後になったが近藤義郎先生に感謝を申し上げ、印刷にかかる。今後は、ホームページを開設し、続報を送りたいと考えている。

（注33）坂井 秀弥 1990 「<資料紹介>佐渡二見半島送り崎製塩遺跡の土器と炉状遺構」『新潟県考古学談話会会報』 第5号